

契約の解約・変更・中途更改

解約をご希望の場合、または契約内容の変更や中途更改が生じる場合は、「お客様専用ページ」よりお手続きください。

以下の内容は「お客様専用ページ」よりお手続きください。

解約

保険期間の途中で契約を解約される場合は、約款記載の解約係数に基づき算出した保険料を返戻いたします。

契約内容の変更

契約者または被保険者の氏名・住所等や借用施設の用途または業種に変更が生じた場合は、契約内容の変更のお手続きをお願いいたします。
 なお、用途や業種の変更など保険料が変わる場合は、変更手続きではできず、中途更改（解約・新規契約）となる場合があります。

中途更改

中途更改は、以下の全ての条件を満たす場合にお手続きをお願いいたします。

- ① 保険期間の途中で、保険金額・特約・保険期間などに変更が生じること
- ② 変更後の契約（新規扱いとなる契約）の保険始期が、変更前契約の解約日の翌日であること
- ③ 変更後の契約者・被保険者が同一であること

お客様専用ページは
以下よりアクセスして
ください。

<https://associa.my.salesforce-sites.com/AuthenticatedLogin>



事故
WEB受付



電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。

事故受付センター ☎ **0120-936-058** 携帯OK

受付時間 / 24時間・年中無休
 受付業務以外の業務(初期対応等)は、9:30~17:00(土日祝日・年末年始を除く)に限らせていただきます。

よくあるご質問
および
お問合せ先

WEB検索も
可能です

あそしあ

検索



引受少額短期保険業者

ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル2階
[URL] <http://www.associa-insurance.com>

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

〒102-0074
東京都千代田区九段南3-2-2
九段宝生ビル5階
[URL] <https://emyii.co.jp>

取扱代理店

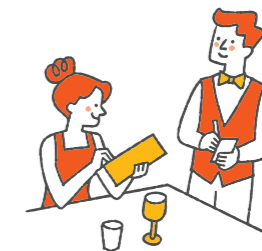
取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結の代理権を有しています。また、保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。そのため、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約したものととなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。



テナント物件を借りて事業を行う方へ

テナントのおまもり保険

新テナント総合保険



補償内容のご案内 **基本補償**

損害保険金 (設備・什器等補償)

① 火災



② 落雷



③ 破裂または爆発



④ 風災、ひょう災または雪災



⑤ 漏水事故



⑥ 物体の落下事故



⑦ 騒じょう



⑧ 水災



⑨ 盗難



⑩ 各種費用



賠償責任保険金

借家人賠償責任補償

被保険者(保険の補償を受けることができる方)の責めに帰すべき事由に起因する下記の①～③の事故により借用施設(保険をかけるテナント物件)が滅失、損傷もしくは汚損した場合において、被保険者が貸主(テナントのオーナー)に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

施設賠償責任補償

被保険者(保険の補償を受けることができる方)が借用施設(保険をかけるテナント物件)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故、または借用施設の用途に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、物理的な損傷もしくは汚損(ケガを負わせる、来客の着衣を従業員が汚すなど)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

保険金 お支払い事例

お支払い事例について、実際は事故状況に応じた判断となります。

設備・什器等補償

○ お支払いできる場合

- 隣接建物火災の類焼により、テーブル、椅子、ワゴン、食器等什器・備品類が焼損した。
- 上階からの漏水により、借用施設内設置のソファ、カーテン等が汚損した。



✕ お支払いできない場合

- 駐車場出入口に設置のポール看板が、車両の当て逃げにより損傷した。
- 購入・設置したエアコン室外機モーターの電気系統に接触不良が生じ送風ファンが停止した。
- 備付のPCが机上から落下し破損した。



借家人賠償責任補償

○ お支払いできる場合

- 厨房にて調理中、引火・炎上し、店内広範囲に焼損させた。
- 排水管を詰まらせ污水が逆流し、借用施設内の床などを汚損させた。



✕ お支払いできない場合

- 繰り返し発生する黒煙により厨房の壁、天井が変色した。
- 商品段ボールを店外に持ち出す際、誤って出入口ドアに当て損傷させた。



施設賠償責任補償

○ お支払いできる場合

- 飲食店内で提供した商品を運んでいた際に誤ってこぼし、来客の衣服を汚損させた。
- 床が濡れた状態のまま放置していたため、来客が滑って転倒し負傷した。
- 自転車で商品を配達中、歩行者と衝突し負傷させた。



✕ お支払いできない場合

- 店主の指示により、従業員が脚立を使って天井の蛍光灯交換を行っていた際、バランスを崩して転落し負傷した。
- 注文を受けた商品を店のライトバンで配達中に、運転操作を誤りガードレールに衝突し損傷させた。



以下の**特約**を付帯する事により、基本補償ではカバーされない、**業務特有リスクの補償**が受けられます。

休業損害補償特約

事務所
には付帯できません

保険金の種類	保険金額	補償内容
休業損害保険金	1回の事故につき、3万円×休業日数 (上限30日)を限度 「風災、ひょう災または雪災」「水災」による事故の場合は、休業日数から3日を控除した日数で算出します。	設備・什器等補償のお支払い事由に該当する損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失を補償します。

小売店特約

事務所・サービス業・飲食店
には付帯できません

商品・製品の補償など、小売店を営む方のための特約です。

保険金の種類	保険金額	補償内容
商品・製品保険金	1事故につき200万円を限度	施設内の商品・製品が火災・盗難・水濡れなどの偶然な事故で損害を受けた場合の損害を補償します。
生産物賠償責任保険金	1事故につき2,000万円を限度	販売した商品や製品が原因で、他人にケガや物損を与えた場合の賠償責任を補償します。
人格権侵害賠償責任保険金		店舗の業務に関連して、名誉毀損などで他人の権利を侵害した場合の賠償責任を補償します。

飲食店特約

事務所・小売店・サービス業
には付帯できません

食中毒発生時の補償など、飲食店を営む方のための特約です。

保険金の種類	保険金額	補償内容
生産物賠償責任保険金	1事故につき2,000万円を限度 なお、人身損害については、死亡・重度後遺障害の場合50万円の定額払い、入院の場合は10万円を限度、通院は3万円を限度	提供した商品が原因で、他人にケガや損害を与えてしまった場合の賠償責任を補償します。
食中毒見舞保険金	営業休止日数×20万円 (1事故につき100万円を限度)	食中毒事故で営業停止などの行政機関による処分により営業が休止した場合に補償します。
人格権侵害賠償責任保険金	1事故につき2,000万円を限度	店舗の業務に関連して、名誉毀損などで他人の権利を侵害した場合の賠償責任を補償します。

保険金 お支払い事例

お支払い事例について、実際は**事故状況に応じた判断**となります。

休業損害補償特約

○ お支払いできる場合

- 厨房火元の火災により10日間休業となった。

✕ お支払いできない場合

- 店舗前の道路で作業中だったクレーンが倒れ、店舗入口前を塞いだため営業できず損失が生じた。

小売店特約

商品・製品保険金

○ お支払いできる場合

- 上階(住宅)からの漏水により、店内陳列中の商品が汚損した。

✕ お支払いできない場合

- 棚卸の際に、原因不明の数量不足が判明した。
- 冷凍庫の故障により、保管中のアイスクリームが溶けてしまった。

生産物賠償責任保険金

○ お支払いできる場合

- 販売した仕出し弁当により集団食中毒が発生した。
- 販売品である洗濯機を顧客宅で設置した際、給水側の接続不完全によりホースが外れて漏水し、室内に水濡れ損害を与えた。

✕ お支払いできない場合

- 販売した洗剤について、説明どおりの効果が得られないとして代金の返還を求められた。
- 販売品であるエアコン取付の際、ドレン管設置に不備があり漏水が発生した。その結果顧客からエアコンの交換を要求された。

人格権侵害賠償責任保険金

○ お支払いできる場合

- 試着の際に商品を破ったとして顧客を追及したが、後に店舗スタッフの取扱いミスだったことが判明し、顧客から名誉毀損で訴えられた。

✕ お支払いできない場合

- 保険期間開始前に、試着の際に商品を破ったとして顧客を追及したことで訴訟となり人格権侵害が確定した。

飲食店特約

生産物賠償責任保険金

○ お支払いできる場合

- 製造・販売した仕出し弁当により集団食中毒が発生した。その際被害者の治療費、通院交通費などを負担した。

✕ お支払いできない場合

- 製造・販売した仕出し弁当により集団食中毒が発生したが、その際、代金の全額の返還を要求された。

食中毒見舞保険金

○ お支払いできる場合

- 集団食中毒を発生させ、保健所より7日間の営業停止処分を受けた。

✕ お支払いできない場合

- 加熱処理不十分の食材があることを承知の上で販売した弁当により、食中毒が発生した。

人格権侵害賠償責任保険金

○ お支払いできる場合

- 釣銭を間違えて渡したにもかかわらず、顧客の指摘を言いがかりだと判断して警察に通報したところ、顧客から名誉毀損で訴えられた。

✕ お支払いできない場合

- 宣伝のため、顧客の写真を同人に無断で店のHPに掲載したところ、プライバシーの侵害として慰謝料を請求された。

基本補償 保険料

用途	保険期間	プラン	保険料	保険金限度額	
				損害保険金 設備・什器等補償	賠償責任保険金 借家人賠償責任補償/施設賠償責任補償
事務所・小売店・サービス業	1年	ビジネス1年プラン100	10,740円	100万円	750万円
		ビジネス1年プラン300	16,420円	300万円	1,500万円
		ビジネス1年プラン600	20,240円	600万円	2,000万円
		ビジネス1年プラン900	21,120円	900万円	2,000万円
	2年	ビジネス2年プラン100	21,480円	100万円	750万円
		ビジネス2年プラン300	32,840円	300万円	1,500万円
		ビジネス2年プラン600	40,480円	600万円	2,000万円
		ビジネス2年プラン900	42,240円	900万円	2,000万円
飲食店	1年	フードビジネス1年プラン100	22,580円	100万円	750万円
		フードビジネス1年プラン300	35,220円	300万円	1,500万円
		フードビジネス1年プラン600	43,740円	600万円	2,000万円
		フードビジネス1年プラン900	46,500円	900万円	2,000万円
	2年	フードビジネス2年プラン100	45,160円	100万円	750万円
		フードビジネス2年プラン300	70,440円	300万円	1,500万円
		フードビジネス2年プラン600	87,480円	600万円	2,000万円
		フードビジネス2年プラン900	93,000円	900万円	2,000万円

※ 店内で製造または調理した飲食物を提供する場合は、用途を「飲食店」としてお申込みください。
 ※ 複数契約特約付帯の場合、保険金限度額については重要事項説明書および普通保険約款・特約条項をご確認ください。

業務リスクの補償 保険料

休業損害補償特約		小売店特約		飲食店特約	
1年	2年	1年	2年	1年	2年
7,140円	14,280円	8,720円	17,440円	5,640円	11,280円

用途ごとに付帯可能な業務リスクを補償する特約の組み合わせ

本表は、用途を基準として、付帯可能な業務リスクを補償する特約の組み合わせを示したものです。用途ごとに、付帯可能な特約が異なります。

用途	業務リスクの補償	休業損害補償特約	小売店特約	飲食店特約
事務所		×	×	×
小売店		○	○	×
サービス業		○	×	×
飲食店		○	×	○

※ ○：付帯可能な補償特約です。用途ごとに○が複数ある場合は、すべて同時に付帯することが可能です。
 ※ ×：業種特性上、付帯できない補償特約です。

お引き受けできない店舗・業態

- 風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）による許可・届出の対象となる営業店、およびそれに準ずる営業店
※深夜酒類提供飲食店営業（バー、酒場等）はご加入いただけません。
- ガソリンスタンド、LPガス小売・販売店、火薬類危険物取扱業
- 自動車・二輪車小売・販売店、整備工場
- 倉庫・トランクルーム、製造業（工場、作業場）
- コインランドリー、クリーニング店
※取次のみ場合はご加入いただけません。
- 福祉施設・介護施設・デイサービス
- 温泉、旅館、ホテル
- 保育所、託児所、幼稚園、幼児教室等未就学児を預かるサービス
- 違法な業態
- その他別途指定する店舗・業態

 ASSOCIA SSI
 株式会社 あそしあ少額短期保険

 Emyii ssi
 株式会社 Emyii 少額短期保険

共同保険に関する特約が付帯されている保険契約は、株式会社あそしあ少額短期保険(幹事)株式会社Emyii少額短期保険(非幹事)の共同引受(引受割合は各50%)です。

重要事項のご説明

ご契約前に必ずお読みください。

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。ご不明点は、取扱代理店、または株式会社あそしあ少額短期保険および株式会社 Emyii 少額短期保険（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、新テナント総合保険（以下、「本保険」といいます。）のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、新テナント総合保険の普通保険約款および特約条項をご参照ください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1. 商品の仕組み

本保険は、火災・風災・水災・盗難等による借用施設内の業務用設備・什器等の損害に対する補償を中心に、借用施設の修理費用や、貸主や第三者に対する損害賠償責任等も補償する、借用施設で事業を行う方のための保険です。

2. 補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

(1) 損害保険金・各費用保険金

損害保険金（設備・什器等補償）	次の事故により保険の対象（注1）に損害が生じた場合に、再調達価額（注2）で算出した損害の額を、保険金額（注3）を限度としてお支払いします。（ただし、30万円以下の貴金属等については時価額（注2）を基準とします。） ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 風災、ひょう災または雪災（20万円以上の損害の場合に限ります。） ⑤ 漏水事故 ⑥ 騒じょう ⑦ 物体の落下事故 ⑧ 水災（1回の事故につき、保険金額の5%に相当する額） ⑨ 盗難（1回の事故につき、次の金額限度） 業務用通貨：30万円、業務用預貯金証書：300万円、その他：保険金額（ただし、時価額30万円以下の貴金属等は1個（組）につき30万円限度）
臨時費用補償	損害保険金①から⑦の事故により保険の対象が損害を受け保険金が支払われる場合に、損害保険金×30%をお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。
残存物取片づけ費用補償	損害保険金①から⑦の事故により保険の対象が損害を受け保険金が支払われる場合に、残存物の取片づけに要した費用に対して、1回の事故につき損害保険金の10%を限度にお支払いします。
失火見舞費用補償	損害保険金①または③の事故を原因として延焼等により第三者の所有物が損壊した場合に、見舞金の費用として「被災世帯数×20万円」をお支払いします。ただし、保険金額の20%を限度とします。
修理費用補償	損害保険金①から⑦および⑨の事故により保険の対象に損害が生じた場合において、被保険者が貸主との賃貸借契約に基づき自費でこれを修理したときに、その修理費用に対し、1回の事故につき保険金額の10%を限度にお支払いします。

（注1） 保険の対象：保険証券記載の借用施設に収容され、被保険者が業務用として所有する設備・装置・什器・備品をいいます。

（注2） 再調達価額：保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再調達するために必要な金額をいいます。

時価額：損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象となる物の価額をいいます。

（注3） 保険金額：ご契約いただく保険金の支払限度額をいいます。

(2) 賠償責任保険金

借家人賠償責任補償	次の事故により、被保険者の責任により借用施設が損壊し、これについて被保険者が貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ① 火災 ② 破裂または爆発 ③ 給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ
施設賠償責任補償	次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ① 借用施設の所有・使用・管理に起因する偶発な事故 ② 借用施設の用法に伴う業務遂行に起因する偶発な事故

3. 主な特約およびその概要

休業損害補償特約	借用施設の用途が小売店、サービス業、飲食店の場合に付帯できる特約です。 損害保険金（設備・什器等補償）のお支払い事由に該当する損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。 ※休業損害保険金：1回の事故につき、3万円×休業日数（上限30日）を限度（損害保険金④⑧の場合は休業日数から3日を控除した日数で算出）
小売店特約	借用施設の用途が小売店の場合に付帯できる特約です。 ① 商品・製品保険金 施設内の商品・製品が火災・風災・水災・盗難等の事故により損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。（1回の事故につき200万円を限度） ② 生産物賠償責任保険金 販売した商品が原因で、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ③ 人格権侵害賠償責任保険金 店舗の業務が原因で、名誉毀損、プライバシー侵害など、他人の「人格権」を不当に侵害し、法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。
飲食店特約	借用施設の用途が飲食店の場合に付帯できる特約です。 ① 生産物賠償責任保険金 提供した商品や飲食業務が原因で、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ② 食中毒見舞保険金 食中毒事故により営業停止などの行政機関による処分により営業が休止した場合に、保険金をお支払いします。 ③ 人格権侵害賠償責任保険金 店舗の業務に関連して、名誉毀損などで他人の権利を侵害した場合に、保険金をお支払いします。

	※生産物賠償責任保険金：通院・入院・重度後遺障害・死亡の場合は下記のとおりです。	
	区 分	支 払 額
	被害者が死亡した場合	50万円
	被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円
	被害者が入院した場合	10万円限度
	被害者が通院した場合	3万円限度
	※食中毒見舞保険金：1回の事故につき、営業休止期間1日あたり20万円。ただし、1回の事故につき100万円を限度（契約年度通算100万円を限度）	
複数契約特約	被保険者を同一とする弊社の保険契約が複数ある場合において、1回の事故について、複数の保険契約から被保険者に支払うべき保険金の合計額が1,000万円を超えるときは、被保険者に支払う保険金の合計額は1,000万円を限度とします。	
併用の住居部分に収容の家財に関する特約	保険契約証記載の建物に併用の住居部分に収容されている被保険者所有の家財を保険の対象とします。生活用通貨または生活用預貯金証書に盗難による損害が生じたときはこちらを保険の対象として取扱います。保険契約証記載の建物に併用の住居部分を損害賠償責任の対象とします。	

4. 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「**5** 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

5. 保険期間

保険期間は、1年間または2年間です。

6. 引受条件（保険金額等）

(1) 保険金額は、加入プランによって異なります。補償内容をご確認の上、お申込みにあたっては、必要な補償を確保できるプランをお選びください。

(2) 以下の場合はこの保険契約をお引受けできません。

- 借用施設の用途が、事務所・小売店・サービス業・飲食店以外に該当する場合
- 借用施設において行う事業が以下の店舗や業態に該当する場合（営利目的の有無を問いません。）

- 風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）による許可・届出の対象となる営業店、およびそれに準ずる営業店
- ガソリンスタンド、LPガス小売・販売店、火薬類危険物取扱業
- 自動車・二輪車小売・販売店、整備工場
- 倉庫・トランクルーム、製造業（工場、作業場）
- コインランドリー、クリーニング店

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項等、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、新テナント総合保険の普通保険約款をご参照ください。

1 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

(1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができます。上記期間内（8日以内の消印有効）に次の内容をハガキ等に下記の必要事項を記載の上、弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.associa-insurance.com/contact/form.html> からご通知ください。

- 福祉施設・介護施設・デイサービス
- 温泉、旅館、ホテル
- 保育所、託児所、幼稚園、幼児教室等未就学児を預かるサービス
- 違法な業態
- その他別途指定する店舗・業態

(3) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2 保険料

保険料は加入プランの保険金額、保険期間、借用施設の用途によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3 保険料の払込みに関する事項

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。

保険料は保険契約の始期日までにお支払いいただきます。

ただし、保険契約申込書記載の払込方法が、コンビニ払い、保証会社払い、クレジットカード払いの場合は、保険始期の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。保険契約申込書記載の払込方法が、口座振替払いである場合は、翌々月末日までを払込猶予期間とします（注）。なお、振込期日に指定口座から保険料が引き落とされますので、事前に十分な額をご用意ください。

この期間内に保険料の払込みが確認できないときは、保険契約は成立しなかったものとして取り扱われます。

（注）保険契約者に故意・重過失がない場合に限りです。

4 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5 解約返戻金

保険期間中にご契約を解約される場合、保険料から、当該金額に既経過月数に応じた所定の解約係数を乗じた額を差し引いた、その残額を返戻します。解約をご希望の際は、巻末に記載の2次元コードまたはURLよりお客様専用ページへアクセスいただき、必要事項を入力の上、ご申請ください。

6 保険料変更時の中途更改について

保険金額、特約または保険期間の変更に伴う保険料変更の取扱いは、中途更改（現在の契約を解約し、その解約と同時に新たな契約を締結する取扱い）となります。この場合、変更前の保険契約に対しては、弊社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。中途更改をご希望の際は、巻末に記載の2次元コードまたはURLよりお客様専用ページへアクセスいただき、必要事項を入力の上、ご申請ください。

- クーリングオフされる旨
- 契約申込年月日
- 保険契約者の氏名（捺印）、住所、連絡先電話番号
- 契約番号（申込書管理番号）
- 取扱代理店名

(2) クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(3) すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

2 告知義務・通知義務等

1. ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者の住所・氏名（名称）
- ② 借用施設の所在地
- ③ 被保険者の氏名（名称）
- ④ 借用施設の用途
- ⑤ 借用施設で営む業種
- ⑥ 他の保険契約等（重複保険契約）の有無

- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

- ① 保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実。
- ② 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

2. ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取り扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険の対象の全部を譲渡すること
- ② 借用施設の用途または業種を変更すること
- ③ 保険の対象の全部を他の場所に移転すること
- ④ その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること

3. 危険増加

借用施設の用途変更や業種変更等により保険契約の危険が増加した場合、保険料の増額が必要となることがあります。また、危険の増加が弊社の引受範囲を超えると判断される場合には、保険料を増額しても保険契約を継続できず、契約が解除されることがあります。

3 重大事由による解除、失効等

- (1) 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社がご契約を取り消すことができます。
- (3) 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合、ご契約は無効となります。
- (4) ご契約後に保険の対象の全部が滅失した場合、または保険契約者または被保険者が破産、解散または廃業するなどにより借用施設における業務を閉鎖した場合、ご契約は失効します。

4 保険責任の開始時期

- (1) 弊社の保険責任は、保険証券または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) 保険期間が開始した後でも、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。ただし、保険料のお支払い方法がコンビニ払い、口座振替払い、保証会社払い、クレジットカード払いの場合は、保険料の払込猶予があり、猶予期間内に発生した保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は成立しなかったものとします。また更新契約の払込猶予期間については「**7** 保険契約の更新」をご確認ください。

5 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

この保険で保険金をお支払いしない主な損害は、次の通りです。（主な場合のみを記載しています。詳細は、新テナント総合保険の普通保険約款および特約条項をご参照ください。）

- ① 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する損害
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害
- ③ 地震、噴火、津波を原因とする損害
- ④ 取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害

(2) 保険の対象に含まれないもの

次のものについては、保険の対象の範囲に含まれません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）、船舶、航空機
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手等。ただし、業務用の通貨・預貯金証書の盗難による損害については、この限りではありません。
- ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑤ 家財
- ⑥ 看板、自動販売機等の屋外に独立して設置された設備・什器等
- ⑦ 商品、製品等
- ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラムその他のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑨ 動物、植物その他の生物
- ⑩ リース品やレンタル品、借用・管理物等

6 補償重複

本保険のご契約にあたって、補償内容が同様の保険契約（新テナント総合保険以外の保険契約にセットされる特約や、弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいた上でご契約ください。

7 保険契約の更新

- (1) 保険期間満了日の2か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨のお申し出がない場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料を払い込みください。
- (3) 更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みがない場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。
- (4) 保険事故の発生状況によっては、ご契約の更新ができないことがあります。

8 破綻時等の取扱い

- (1) 弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

9 ご意見・苦情等のお申し出について

(1) 弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申出】 TEL：0120-936-120
※受付時間／9：30～17：00
（土・日・祝日・年末年始を除く）
【メールでのお申出】 info@associa-insurance.com

(2) 指定紛争解決機関（指定ADR機関）

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできます。

当機関は、お客様からのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【「少額短期ほけん相談室」の連絡先】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F
TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755
※受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

10 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 更新時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、本保険における保険金支払額が本保険の計算基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合は、保険期間中に保険料の増額

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては新テナント総合保険普通保険の普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料を払い込みいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結の代理権を有しています。また、保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。そのため、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約したものとなります。
- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者がその事実を知らずかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日に遡って取り消すことができます。
- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認の上でご契約ください。
- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

契約の成立を証明するものとして、お客様専用ページに保険契約証を表示しておりますので、ご確認ください。お客様専用ページはパンフレットの裏面よりアクセスをお願いします。

3 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡くだ

または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象の発生により保険金支払額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合は、保険金を削減して支払うことがあります。

- (2) 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者とは

弊社は、保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。

- ・保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（損害保険は1,000万円）以下である保険契約の引受け
- ・一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け
- ・一の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が保険業法施行令第1条の6各号に掲げる保険区分に定める金額の100倍を超えない額の保険の引受け

11 事故が起こった場合

- (1) 本保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
（事故受付センター：0120-936-058）
- (2) 保険金請求権には3年の時効がありますのでご注意ください。
- (3) 保険の対象の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

さい。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-936-058
（年中無休・24時間受付）

※賠償事故の場合は、事前に弊社へご相談ください。事前のご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則30日以内（注）に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。
（注）特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途新テナント総合保険の普通保険約款に定める期間内とします。

4 共同保険について

この保険は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）および株式会社Emyii少額短期保険（非幹事）の共同保険として引き受けを行います。両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者は、他の引受少額短期保険業者の代理・代行を行います。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払い等）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.associa-insurance.com>）をご覧ください。